

## 第 2 章 ごみ処理基本計画

### 1 基本理念と基本方針

#### (1) 基本理念

前章までの状況や課題などを踏まえた上で、「えべつ未来づくりビジョン（第7次江別市総合計画）」が掲げる将来都市像「幸せが未来へつづくまちえべつ」の実現に向けて、本計画の基本理念を「協働による環境にやさしいまちづくり」とします。

協働による環境にやさしいまちづくり

#### (2) 協働（市民、事業者、市の役割）

##### 《市民の役割》

市民は、これまでのライフスタイルを可能な限り見直し、ごみの発生抑制（リデュース）及び再使用（リユース）の2Rを優先的に取り組むとともに、再生利用（リサイクル）を加えた3Rの促進のほか、きれいなまちづくりに努めるものとします。

##### 《事業者の役割》

事業者は、ごみの分別排出を徹底するなど、自らの責任においてごみの減量化・資源化の取り組みを進めるほか、生産、流通、販売等の段階で事業活動スタイルを見直すなど、市民（消費者）とともに、使い捨て容器や食品ロスの削減等に努めるものとします。

##### 《市の役割》

市は、市民、事業者が、ごみ処理の現状や将来について、より一層関心を持つよう分かりやすい情報を発信しながら、協働によるごみの減量化・資源化の取り組みを進めるとともに、安心・安全・安定的なごみ処理体制の確保と施設等の適正な維持管理を行っていくものとします。

また、今後の社会情勢の変化や法制度の変更に応じて、市民や事業者が議論できる環境を整備するものとします。

#### (3) 基本方針

本計画の基本理念の実現に向け、「環境」・「社会」・「経済」の3つの視点に立って、4つの基本方針を定め、具体的な施策に取り組みます。

### 基本方針1 【2Rを優先した3Rの推進】

ごみの排出者となり得る全ての者が、発生抑制と再使用に対し関心を持ち、優先して取り組める環境を整え、使い捨て容器や食品ロスの削減を進め、可能な限り環境負荷の低減を図ります。

### 基本方針2 【きれいなまちづくりの推進】

市民や事業者が、不法焼却（野焼き）や不法投棄のないきれいなまちづくりに取り組むための環境教育や広報機能の充実を図ります。

### 基本方針3 【安心で安定的なごみ処理の推進】

少子高齢化が進むなどの社会情勢を踏まえ、誰もがごみの処理に困らないよう、安心で安定的なごみ処理体制を確保します。

### 基本方針4 【経済的・効率的なごみ処理の推進】

これまでの事業に対する費用対効果を検証するなど、各事業の業務内容を見直すことにより、市民や事業者に理解と協力が得られる経済的・効率的なごみ処理を推進します。

## 2 計画の目標値

目標年度である令和12（2030）年度における本市の人口を推計したうえで、基準年度を令和6（2024）年度とし、これまでの取り組みの進捗やごみ処理施設の整備状況を踏まえ、3つの目標値を設定します。

#### ○ 発生抑制の目標値

令和12（2030）年度の1人1日当たりのごみ総排出量を800g以下とします。

#### ○ 資源化の目標値

令和12（2030）年度における資源化率（リサイクル率）を25%とします。

#### ○ 最終処分の目標値

令和3（2021）年度から令和12（2030）年度までの10年間の最終処分量を30,000 m<sup>3</sup>以下とします。

### (1) 発生抑制の目標値

1人1日当たりのごみ排出量のうち、家庭系廃棄ごみは、使い捨てプラスチック容器や食品ロスなどの削減と、ごみに混入している資源を分別して資源物とする削減により、430gとします。

これに集団資源回収等を合わせた家庭系ごみ排出量は580gとして、1人1日当たりの総排出量の目標値は「800g以下」とします。

このことにより、年間排出量の目標値は、事業系ごみの9,000tと合わせて、総排出量を「32,900t」とします。

区 分		令和6年度 2024年度 (基準年度)	令和12年度 2030年度 (目標年度)				
			新目標値	新目標値と基準年度比較		新目標値と当初目標値比較	
				増減	増減率	当初目標値	増減
年間排出量	総排出量	35,445t	32,900t	-2,545t	-7.2%	35,980t	-3,080t
	家庭系ごみ	25,549t	23,900t	-1,649t	-6.5%	26,980t	-3,080t
	家庭系廃棄ごみ	20,429t	17,700t	-2,729t	-13.4%	18,550t	-850t
	集団資源回収等	5,120t	6,200t	1,080t	21.1%	8,430t	-2,230t
	事業系ごみ	9,896t	9,000t	-896t	-9.1%	9,000t	0t
1人1日当たり	総排出量	822g	800g	-22g	-2.7%	853g	-53g
	家庭系ごみ	593g	580g	-13g	-2.2%	640g	-60g
	家庭系廃棄ごみ	474g	430g	-44g	-9.3%	440g	-10g
	集団資源回収等	119g	150g	31g	26.3%	200g	-50g

### (2) 資源化の目標値

環境クリーンセンターの特性(11ページ参照)から、計画期間中のプラスチックごみ資源化が難しいほか、集団資源回収における古紙類の減少、ごみの減量化に伴い、中間処理後のスラグ等(資源物)も減少することから、資源化量の目標値を「8,200t」とします。

これに合わせて、資源化率の目標値を「25%」とします。

区 分		令和6年度 2024年度 (基準年度)	令和12年度 2030年度 (目標年度)				
			目標値	基準年度比較		目標値比較	
				増減	増減率	当初目標値	増減
資源化量		7,037t	8,200t	1,163t	16.5%	10,700t	-2,500t
資源化率(リサイクル率)		19.9%	25.0%	5.1	-	30.0%	-5.0

### (3) 最終処分目標値

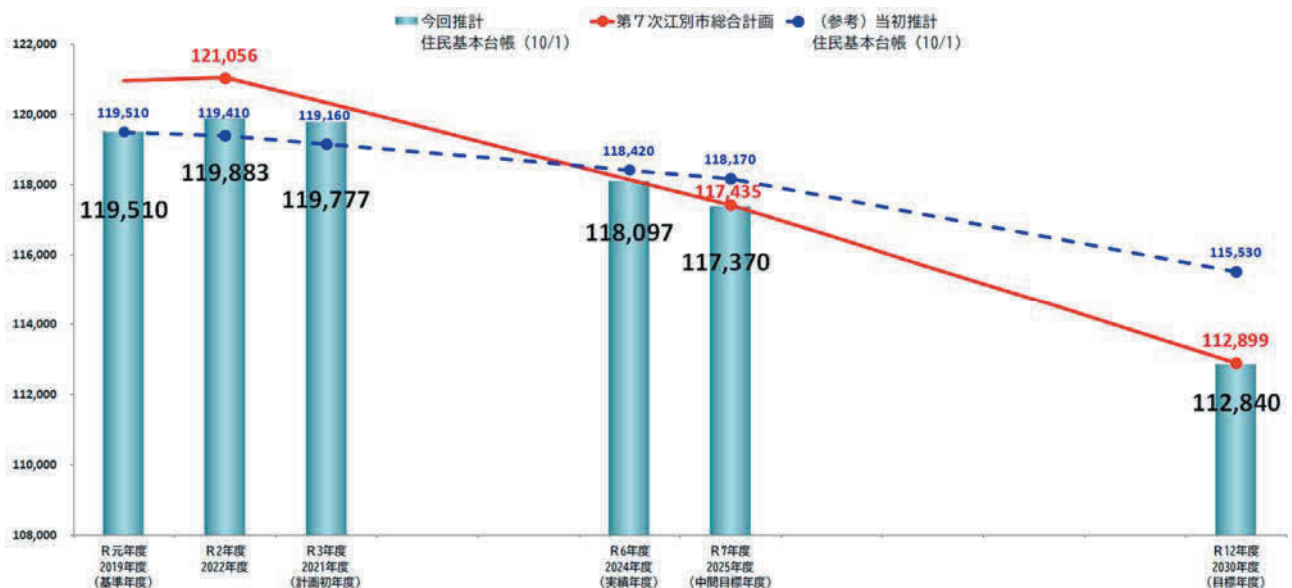
環境クリーンセンターの特性（11 ページ参照）を踏まえ、現在と同規模の最終処分場（14 ページ参照）を新たに設置した場合でも、埋立期間を 15 年以上可能とするため、令和 12（2030）年度までの 10 年間の累計最終処分量を「30,000 m<sup>3</sup>以下」、年間最終処分率を「5.3%以下」とします。

区 分	令和6年度 2024年度 (基準年度)	令和12年度 2030年度 (目標年度)
	目標値	
累計最終処分量	14,680m <sup>3</sup>	30,000m <sup>3</sup>
最終処分率	5.9%	5.3%

#### 《人口推計》

令和 3 年 3 月の策定時においては、令和元年度を基準年度として、「第 2 期江別市まち・ひと・しごと創生総合戦略」（令和 2 年 3 月策定）の人口推計に基づき、目標年度における人口を 115,530 人としました。

令和 7 年度に行った中間見直しにあたっては、「第 7 次江別市総合計画」（令和 6（2024）年 3 月策定）の人口推計に基づき、目標年度（令和 12 年度）における住民基本台帳登録人口を 112,840 人と推計します。



#### 人口推計（人）

※ 「江別市総合計画」の人口は、住民基本台帳に登録されていない人口を含む国勢調査（5年毎）を基に推計しており、住民基本台帳登録人口を用いる本計画の人口推計より多い数値となっています。

### 3 国及び北海道の計画との比較

#### 《発生抑制の目標値》

主体	計画名	指標	目標年度	目標値
江別市	江別市一般廃棄物処理基本計画	1人1日当たりのごみ排出量 ※当初目標値	令和12年度 (2030年度)	800g ※853g
		1人1日当たりの家庭系ごみ排出量 ※当初目標値		580g ※640g
		1人1日当たりの家庭系廃棄ごみ排出量 ※当初目標値		430g ※440g
		事業系ごみ(年)		9,000t
国	廃棄物処理基本方針	一般廃棄物の排出量(年)	令和12年度 (2030年度)	約3,700万t
		1人1日当たりの家庭系ごみ排出量(注) ※第4次循環計画目標値		約478g ※約440g
北海道	第6次北海道廃棄物処理計画	1人1日当たりのごみ排出量 ※第5次北海道処理計画目標値	令和11年度 (2029年度)	907g以下 ※900g以下
		1人1日当たりの家庭系ごみ排出量		581g以下

注) 国の家庭系ごみ排出量には、資源物と資源回収量を含みません。

#### 《資源化の目標値》

主体	計画名	指標	目標年度	目標値
江別市	江別市一般廃棄物処理基本計画	資源化率(リサイクル率) ※当初目標値	令和12年度 (2030年度)	25% ※30%
国	廃棄物処理基本方針	資源化率(リサイクル率) ※第4次循環計画目標値	令和12年度 (2030年度)	26% ※28%
北海道	第6次北海道廃棄物処理計画	資源化率(リサイクル率) ※第5次北海道処理計画目標値	令和11年度 (2029年度)	26%以上 ※30%以上

#### 《最終処分目標値》

主体	計画名	指標	目標年度	目標値
江別市	江別市一般廃棄物処理基本計画	累計最終処分量	令和12年度 (2030年度)	30,000m <sup>3</sup>
国	廃棄物処理基本方針	最終処分場の残余年数 ※第4次循環計画目標値	令和12年度 (2030年度)	22.4年分 ※22.4年分
北海道	第6次北海道廃棄物処理計画	最終処分量(年) ※第5次北海道処理計画目標値	令和11年度 (2029年度)	24.5万t以下 ※25万t以下

## 4 計画の施策

4つの基本方針の下、22の施策に取り組みます。

基本方針	施策
基本方針 1 2Rを優先した3Rの推進	1-1) 食品ロスの削減
	1-2) プラスチックごみの削減
	1-3) 効果的なリユース手法の検討
	1-4) 集団資源回収の推進
	1-5) 民間事業者との連携による事業ごみの資源化
基本方針 2 きれいなまちづくりの推進	2-1) 環境教育の推進
	2-2) ごみ出しルールの徹底
	2-3) 地域等との協働による環境保全
	2-4) 不法焼却(野焼き)・不法投棄の防止対策
	2-5) ごみステーションパトロールの強化
基本方針 3 安心して安定的な ごみ処理の推進	3-1) ごみ出し困難者に対する収集方法の検討
	3-2) ごみ処理手数料減免方法の検討
	3-3) 環境クリーンセンターの延命化等の実施
	3-4) ごみ処理施設の安心・安全な運営
	3-5) 非常時における廃棄物対策
	3-6) ごみ処理におけるデジタル化の検討
基本方針 4 経済的・効率的な ごみ処理の推進	4-1) 適正で効率的なごみ収集運搬体制の検討
	4-2) 適正なごみ処理手数料の検討
	4-3) 安全な環境クリーンセンター直接搬入方法の検討
	4-4) 資源物収集品目等拡大の検討
	4-5) ごみ処理の広域化の検討
	4-6) 次期ごみ処理の在り方の検討

## 基本方針1 【2Rを優先した3Rの推進】



### 1-1) 食品ロスの削減

食品ロスは、SDGsにおいても重要な課題であることから、「江別市食品ロス削減推進計画」（令和5年3月策定）に基づき、食品ロスを削減するため、「30・10運動」などの「食べきり」や、食品の「使いきり」、「てまえどり」等の啓発を進めていきます。

また、やむを得ず発生する生ごみについては、家庭での堆肥化の普及に向け、これまでの段ボール式や密閉式容器、コンポスターの購入助成を継続するほか、各家庭の実情に合った生ごみの減量化や資源化の方法を研究します。

区分	令和元年度 (2019年度) 基準年度	令和6年度 (2024年度) (推計値)	基準年度 と 推計値比較	令和12年度 (2030年度) (削減目標)
家庭系 (1人1日当たり)	約90g	約39g	約-51g	-45g
事業系 (年間)	約700t	約2,000t	約1,300t	-350t

食品ロス削減推進計画の目標値の進捗

※ 家庭系と事業系の食品ロス量は、農林水産省の「食品ロス及びリサイクルに関する情勢」（令和5年度推計値）を基に算出しています。

### 1-2) プラスチックごみの削減

プラスチックは、社会に浸透して生活に利便性をもたらす素材ではありますが、不適正な処理により、世界全体で年間数百万tを超えるプラスチックごみが陸上から海洋へ流出していると推計され、このままでは地球規模での環境汚染が懸念されます。

こうした地球規模での海洋プラスチック問題への対応は、SDGsでも求められているところであり、国では、レジ袋等のワンウェイプラスチックの削減とリサイクルを進める「プラスチック資源循環戦略」を令和元（2019）年5月に策定しました。

本市においても、これらの国等の動向を踏まえ、市民や事業者と連携して、マイバッグ持参運動やマイボトル・マイカップ持参運動等を進め、使い捨てプラスチック容器の削減に取り組んでいきます。

### 1-3) 効果的なリユース手法の検討

リユースの取り組みとして、令和3（2021）年度から株式会社ジモティーとリユースに関する協定を締結して、インターネットサイトで大型ごみのスキー・スノーボード・学習机（排出者の了解を得たもの）を、市民に無料で引き渡す事業を実施しており、今後は市民の要望等を踏まえ、他の大型ごみについても、リユース事業へ、追加することを検討していきます。

## 1-4) 集団資源回収の推進

自治会など、地域の団体が取り組む集団資源回収は、地域の自主的な資源化の取り組みであり、本市の主要なリサイクル事業と位置付け、これまでも資源回収奨励事業により、団体や回収業者に奨励金を交付し、資源化の推進に取り組んでいます。

一方、集団資源回収の古紙類は、新聞・雑誌等のペーパーレス化や民間事業者による回収により回収量が減少しているため、団体活動への影響が懸念されます。

このため、ごみに混入している資源物（9、10 ページ参照）の分別徹底のほか、地域住民に対しては、集団資源回収の積極的な利用を啓発するなど、資源化の取り組みを進めていきます。

## 1-5) 民間事業者との連携による事業ごみの資源化

事業系ごみの排出量は、微減傾向で推移（23 ページ参照）しているものの、令和 12 年度の発生抑制の目標（36 ページ参照）を達成するためには、一層の事業系ごみの減量化が必要であることから、引き続き、収集運搬業者や資源化を行う処分業者と連携して、事業系ごみの減量化と資源化を図っていくほか、適正処理の啓発や指導等を進めていきます。

### 基本方針 2 【きれいなまちづくりの推進】



### 2-1) 環境教育の推進

食品ロスやプラスチックごみの問題解決には、循環型社会の形成に向けた市民一人一人の意識の醸成を図ることが必要です。

このため、多くの市民に環境問題やごみ減量化の重要性について、知識や行動を習得してもらうため、引き続き、学校や自治会での出前講座を開催するとともに、パンフレットやホームページ、SNSなどによる啓発を進めていきます。

### 2-2) ごみ出しルールの徹底

ごみの収集日や出す時間、分別が守られていないなど、ごみ出しのルール違反は、地域のトラブルの原因となります。

特に、転入者や外国人の中には、本市のごみの分別や収集日が分からないなど、ごみ出しルールが守られていない状況が散見されます。

こうした状況を改善するため、転入者や外国人にも分かりやすいごみ収集日カレンダーの作成・配布、SNSでの情報発信に取り組んでいきます。

### 2-3) 地域等との協働による環境保全

道路や公園等の清掃など、地域の環境はボランティアや自治会等の各種団体の取り組みにより保全されています。

このような取り組みを推進するため、地域での清掃活動に利用しやすい公共ごみ袋の大きさ等について検討していきます。

### 2-4) 不法焼却（野焼き）・不法投棄の防止対策

法律によって禁止されている不法焼却（野焼き）や不法投棄等の違反行為が行われると、地域の生活環境に悪影響を及ぼします。

このため、引き続き、看板やのぼりによる注意喚起や、警察、消防等の関係機関との連携を進めるほか、「不法投棄等の情報提供に関する協定」を締結した民間事業者や地域住民からの情報提供も含め、違反行為の監視を強化するとともに、ごみのポイ捨ての防止に向け、広報紙やホームページ、SNSでの啓発も進めていきます。

### 2-5) ごみステーションパトロールの強化

大都市に隣接している本市の特徴として、入居者の入れ替わりが多いほか、生活時間の相違などにより、ごみステーションにルールを守られていないごみが出される状況が散見され、地域の衛生環境の悪化やごみの収集・処理の遅れの原因となっています。

このため、引き続き、アパート管理会社や自治会等と連携して、入居者等への指導にあたるなど、きれいなまちづくりに向け、ごみステーションパトロールを強化していきます。

年度	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)
ごみ ステーション数	6,396	6,415	6,475	6,509	6,562	6,599

ごみステーション数（か所）

## 基本方針3 【安心で安定的なごみ処理の推進】



### 3-1) ごみ出し困難者に対する収集方法の検討

高齢世帯化や核家族化が進行する中、家族や近隣住民から支援が得られない高齢者等のごみ出し支援として、令和2（2020）年10月から要介護者や障がい者等を対象に、「ごみサポート収集」を実施しています。

高齢者人口の推移などを踏まえ、対象要件等の検証を行っていきます。

### 3-2) ごみ処理手数料減免方法の検討

紙おむつの排出に係る経済的負担の軽減を図るため、平成 22 (2010) 年 10 月から要介護者や障がい者、2 歳未満の乳幼児等を対象に、ごみ処理手数料の減免（指定ごみ袋の支給）を行ってきたところですが、今後の高齢化社会の進行等を踏まえ、令和 6 (2024) 年 10 月から紙おむつの無料収集に移行しました。

今後は、無料収集の効果等について検証していきます。

### 3-3) 環境クリーンセンターの延命化等の実施

環境クリーンセンターは、令和 4 (2022) 年度で一般廃棄物処理施設の耐用年数とされる 20 年が経過したことから、令和 18 (2036) 年度までごみ処理を安定的・効率的に処理を行っていくため、延命化工事を実施しています。

また、現在の一般廃棄物最終処分場の埋立が令和 10 (2028) 年度の終了予定であることから、次期一般廃棄物最終処分場の整備事業を進めていきます。

### 3-4) ごみ処理施設の安心・安全な運営

環境クリーンセンターの管理運営は、施設維持管理費の平準化を図るため、引き続き、令和 4 年 4 月から民間事業者へ長期包括委託しており、令和 18 (2036) 年度まで適正かつ安定的な運営管理を行っていきます。

### 3-5) 非常時における廃棄物対策

全国的に発生する大規模な地震や豪雨による河川の氾濫により発生する災害廃棄物のほか、雪害時の収集・処理体制の確保、新型のインフルエンザやコロナウイルス等の新たな感染症の拡大防止に向けた対応など、通常とは異なるごみ処理体制の確保が必要です。

このような非常時に備え、引き続き、災害廃棄物処理計画や業務継続計画※に基づき、平時から広報や収集・処理方法等について、関係機関との連携を強化していきます。

※ 業務継続計画（BCP）とは、人、物、情報等利用できる資源に制約がある状況下において、優先的に実施すべき業務（非常時優先業務）を特定するとともに、業務の執行体制や対応手順、継続に必要な資源の確保等をあらかじめ定め、地震等による大規模災害発生時であっても、適切な業務執行を行うことを目的とした計画のことで、本市では平成 29 年 3 月に策定しています。

### 3-6) ごみ処理におけるデジタル化の検討

今後の人口減少に伴う労働力不足が懸念される中、ごみ処理業務における作業の効率化や省エネルギー化等を進める上で、デジタル化は有効な手段です。

このため、今後のごみ処理における効率化や作業負担の軽減に向け、収集運搬業務等で、デジタル技術の導入を検討していきます。

## 基本方針4 【経済的・効率的なごみ処理の推進】



### 4-1) 適正で効率的なごみ収集運搬体制の検討

ごみ収集業務における労働環境改善のため、土曜日のごみ収集の廃止や、農村地区の「燃やせるごみ」の収集を、週1回から週2回に増やすなどの取り組みを進めてきました。

令和6（2024）年10月には、ごみ収集運搬の効率性と市民ニーズを踏まえ、「燃やせないごみ」の収集曜日を「資源物・危険ごみ」と同じ曜日に変更するとともに、月2回あった「燃やせないごみ」の収集日のうち1回をペットボトル専用の収集に変更しました。

今後は、こうした収集体制を検証するとともに、より効率的な収集運搬体制の検討を行っていきます。

### 4-2) 適正なごみ処理手数料の検討

ごみ処理を安定的に継続していくため、令和6（2024）年10月、家庭系ごみの有料化（平成16（2004）年10月導入）以降、初めてとなる「指定ごみ袋・ごみ処理券」の手数料改定を行いました。

令和4年（2022）年10月に改定した事業系ごみと直接搬入分の手数料は据え置きとしたこと、また、物価や人件費上昇の影響により、ごみ処理費は増加傾向で推移すると予想されることから、適正な手数料の水準を検討していく必要があるものと考えます。

このため、令和10（2028）年度に予定されている市全体の使用料・手数料の見直しに合わせて、市民・事業所アンケート（26・31ページ参照）を踏まえ、事業系ごみと家庭系ごみ（直接搬入分）の手数料の見直しについて検討します。

### 4-3) 安全な環境クリーンセンター直接搬入方法の検討

環境クリーンセンターの直接搬入方法については、令和3（2021）年4月から受入業務従事者の労働環境改善のため、日曜日のごみの受入れを中止したところですが、計量棟やプラットホーム構内は、自己搬入を行う車両で混雑している状況です。

このため、引き続き、利用者への搬入に関する周知・啓発を進めるとともに、混雑緩和に向けた手法を研究していきます。

#### 4-4) 資源物収集品目等拡大の検討

資源物収集品目の拡大については、リサイクルを推進する上で、重要な取り組みですが、新たな収集運搬体制の確保、処理費用の増加などの経済的課題に加え、環境クリーンセンターにおける効率的処理とのバランス等の課題があります。

このため、市民アンケート結果（27 ページ参照）を踏まえ、次期ごみ処理の在り方と併せて、資源物収集品目等の拡大について検討していきます。

#### 4-5) ごみ処理の広域化の検討

少子高齢化が進む中、今後は、一般廃棄物の総排出量の減少が予想されることから、ごみ処理施設の効率的な稼働に向け、今後は自治体間でのごみ処理の広域化が必要になるものと考えられます。

本市では、平成 18（2006）年度から隣接する新篠津村のごみを環境クリーンセンターで受入れ、ごみ処理施設の効率的な運用を図っており、本計画期間中は環境クリーンセンターを基軸としたごみ処理体制等に大きな変更がないことから、引き続き新篠津村のごみを受入れていきます。

また、今後、新篠津村以外の自治体からごみの受入れ等の相談等があった場合は、域内のごみの発生量や施設の処理能力等のほか、北海道の動向や近隣自治体のごみ処理施設の整備状況等を踏まえるなど、長期的視点に立ってごみ処理の広域化を検討していきます。

年度	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)
燃やせるごみ	640	641	620	616	616	538
燃やせないごみ	76	84	91	82	67	64
危険ごみ	3	3	3	3	3	2

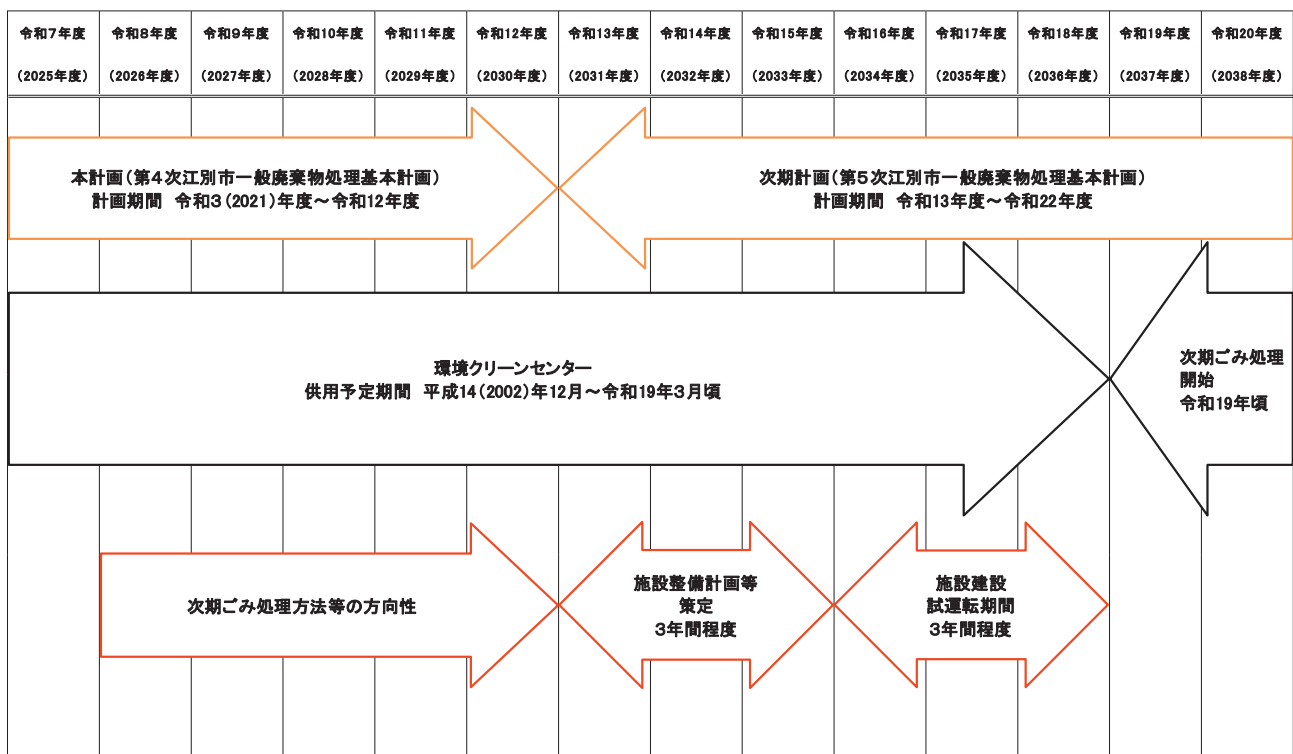
新篠津村からのごみ受入量（t）

#### 4-6) 次期ごみ処理の在り方の検討

環境クリーンセンターは、次期江別市一般廃棄物処理基本計画の計画期間中（令和 13（2031）年度から令和 22（2040）年度を想定）の令和 18（2036）年度をもって、供用を終了する予定です。

市では、分別の見直しや施設整備計画、ごみ処理の広域化等の課題を整理した上で、令和 19（2037）年度以降の次期ごみ処理方法の方向性をとりまとめる予定です。

このため、本計画期間中に、各種アンケート（26 ページ～32 ページ参照）も参考にしながら、ワークショップやタウンミーティングを開催するなど、より多くの市民や事業者等の声を聞き取っていきます。



## 5 計画のごみ処理フロー

